

住宅統計にみる住宅規模の地方性

ま え が き

「地方の時代」といわれだしたのは、かなり前のことだが、住宅の話になると、なかなか地方にまで及ばないことが多い。

何といても、大都市の住宅が量的にも質的にも関心の中心になるのは止むを得ない。中央——大都市の住宅問題を中心に回転している世の中である。このため、地方の住宅を考える場合にも、中央に対する地方という立場で、ともすれば対応的な話に止まり易いのも、これまた止むを得ないことであろう。

しかし、住宅が、ある規範観のうえに形成されるものであれば、地方にも地方なりの規範観があるかも知れない。そして、この地方性を考慮することは、いわゆる中央的発想の地方への適用や補正の際にも大切なこととなるだろう。

住宅の地方性を見るには、いろいろの観点があろう。その一つとして、例えば全国各地の民家を調査することなどは代表的なもので、大きな蓄積と成果がある。これは現存する住宅遺産を調べることにより、変化し続けている住宅の過去のある時点の断面の中に、各地方の特色を知ることができる。具体的な技法や企画の発見を通じて、地方性を形成する因子や特色を把むことができる。

しかし、民家研究の対象とするものの多くは、文化財的な、その地方の住宅の頂点に位置するものが多く、必ずしも地方の一般庶民住宅の典型とはいえないものも含まれていることは、留意すべき点であろう。

ところで、日本の住宅の供給状態は、いわゆる先進国の中では極めて特殊な形をとっている。例えば、人口当たりの新設量では、年間に1000人当たり10戸以上に及ぶ水準を推移してきている。これは欧米諸国の2倍以上の水準である。このように新設量の大きいということは、既存住宅の毀棄も大きいということで、建て替え活動を活発に行うことにより、大方の庶民住宅の水準向上が

行われてきた。そこで住宅は遺産としてなかなか残り難く、とくに庶民一般の住宅について地方性を求めようとすることは難かしい。

この小論は、住宅規模に関する統計により地方差を求め、民家など住宅遺産の調査では求めることが難かしい、あるいはまた別箇の観点からみて、住宅の地方性を形成する因子をマクロに探ってみたものである。

第一節では、住宅の規模を持家の世帯当たり使用畳数を指標として、その地理的分布の状況と変遷を概観し、およその地方別の様相を示し、結果について若干の考察を試みてみた。

また第二節は、補足的なもので、畳と畳数統計についての事項や所感を述べ、また住面率 — 延べ面積と居室面積の割合 — についての考察を述べている。